

## 役員及び評議員の報酬等の支給の基準 並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀井記念財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、理事と監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

2 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費及び消耗品代等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の額)

第3条 この法人の評議員には、定款第16条第1項に定める総額の範囲内において、評議員会等に出席した場合は1人1回につき10,000円（源泉税差引後）を報酬として支給する。

2 この法人の役員には、定款第33条第1項の定めにより、理事会又は評議員会等に出席した場合は1人1回につき10,000円（源泉税差引後）を報酬として支給する。

3 この法人の監事には、定款第30条第1号及び第2号の職務を行った場合は1人1回につき20,000円（源泉税差引後）を報酬として支給する。

4 この法人の理事には、定款第29条の職務執行の打合せ会を行った場合は1人1回につき5,000円（源泉税差引後）を報酬として支給する。

5 この法人の役員に対する報酬は、各事業年度の総額が100万円を超えない範囲内とする。

### (費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員にその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支払う。

2 役員及び評議員には、出張に要する交通費及び宿泊費等を、別に定める出張規程に準じて出張費として支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 第3条第1項から第3項までの役員及び評議員の報酬の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を支給要件の発生都度、本人に現金又は銀行振込で支給する。
- 2 第3条第4項の報酬の支給については、月初から月末までの合計金額から法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を翌月10日までに一括して本人に現金又は銀行振込で支給する。
- 3 前条の費用の支払いについては、これを請求のあった日から遅滞なく本人に現金で支払う。

(公表)

- 第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

- 第7条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、この法人の設立の登記の日をもって施行する。

附 則 この規程は、平成25年3月6日から施行する。

(第3条 報酬の額の変更)

(第4条 文言の変更：出張費規程→出張規程)

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(第2条 定義の変更)

(第3条 報酬の額の変更)

(第4条 費用の変更)

(第5条 報酬等の支給方法の変更)